

## 平成30年度「子どもの人権SOSミニレター」事業の実施内容

全国の法務局・地方法務局及び都道府県人権擁護委員連合会では、平成18年度から、送信用封筒と便箋を一体化し、料金受取人払手続を施した「子どもの人権SOSミニレター」（小学生用及び中学生用の2種類）を全国の小・中学校の児童・生徒に配布することにより、身近な人にも相談できない子どもたちの悩みごとを的確に把握し、学校及び関係機関と連携を図りながら、子どもをめぐる様々な人権問題の解決に当たっています。

### 1 対象者

全国の小学校及び中学校（中等教育学校（前期課程）及び特別支援学校（小学部及び中学部）を含む。）の児童・生徒全員

### 2 実施時期

平成30年5月下旬から7月上旬にかけて全国の小中学校に「子どもの人権SOSミニレター」を配布

※ 一部の地域においては、10月中旬及び11月中旬に配布

### 3 実施機関 法務局・地方法務局及び都道府県人権擁護委員連合会

### 4 対応する相談員 法務局職員及び人権擁護委員

### 5 想定される相談内容

(例)・学校で「いじめ」を受けている。

・学校で「体罰」を受けた。

・家庭で「暴行・虐待」を受けている。

など。

※ 事案によっては、学校・児童相談所などの関係機関と連携しながら被害者の速やかな保護に努めるとともに、人権侵害の疑いのある相談については、人権侵犯事件として調査を開始する場合があります。（過去の救済事例は別添1のとおり）

(参考)

(1) 相談件数の推移・内訳（別添2のとおり）

(2) 児童・生徒（その保護者）からのお礼の声（別添3のとおり）

(3) 子どもの人権問題に関する「子どもの人権SOSミニレター」以外の相談窓口

● 子どもの人権110番(全国共通フリーダイヤル)

0120-007-110(ゼロゼロなのひゃくとおぼん)

● インターネットによる人権相談(24時間受付)

(パソコン, 携帯電話, スマートフォン共通) <http://www.jinken.go.jp/>



## 「子どもの人権SOSミニレター」を端緒に救済措置を講じた主な事例

---

### 1. 小学校の教員による不適切な指導事案

- ◆ 学校の教員から不適切な指導を受けたという内容の「子どもの人権SOSミニレター」が小学生から送付され、調査を開始した事案である。

法務局で調査した結果、当該教員が自己の指導に従わない小学生らに対し、頭を教科書でたたいたり、暴力を振るう旨ほのめかしたなどの事実が認められた。

そこで、法務局は、当該教員に対し、その反省を促すため、本件行為が児童の権利を侵害するものであることについて説示するとともに、学校長に対し、教職員に対する指導・監督を徹底するなど、再発防止に向けた適切な措置を講ずるよう要請した。(措置:「説示」「要請」)

### 2. 養父による性的虐待事案

- ◆ 中学生から、養父から性的虐待を受けているとして、「子どもの人権SOSミニレター」が送付され、調査を開始した事案である。

法務局は、直ちに児童相談所及び中学校に連絡した上で、学校を通じて中学生と面会し、被害状況を確認するなどしたところ、養父が中学生に性的虐待を行っている疑いが強く認められたことから、その情報を児童相談所等の関係機関と共有した。

そして、児童相談所は、中学生を一時保護し、その承諾を得て警察に通報した。(措置:「援助」)

### 3. 父親の子に対する虐待事案

- ◆ 人権擁護委員による「人権教室」に参加した中学生から、父親から殴る蹴るの暴力を振るわれていることについて、人権教室に参加したことがきっかけで相談しようと思ったなどとして「子どもの人権SOSミニレター」により法務局に相談がされた事案である。

人権擁護委員が「子どもの人権SOSミニレター」に速やかに返信するとともに、人権擁護委員と法務局職員が被害者との面談を複数回重ねた結果、同人との間に信頼関係が構築された。そして、被害者から父親による暴力がなくなったとの発言を得た後も、今後同様の暴行があった場合には周りの大人に相談するよう重ねて助言を行うなど、親身な対応を続けるとともに、学校との間においても被害者に対する見守り体制を構築した。(措置:「援助」)

### 4. いじめ事案

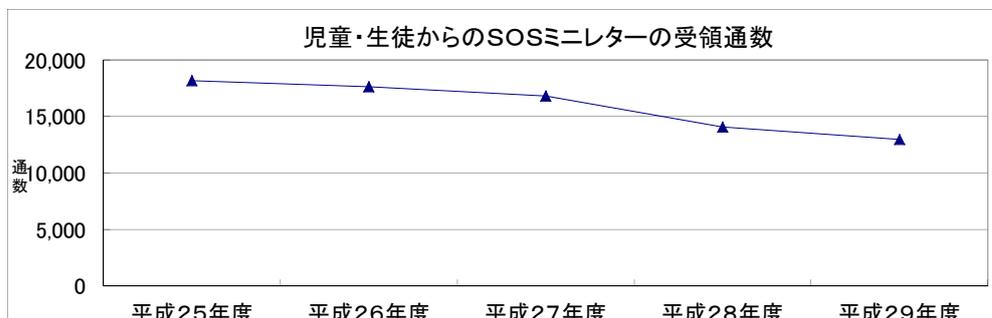
- ◆ 同級生からいじめを受けているとして、自殺をほのめかす内容の「子どもの人権SOSミニレター」が中学生から送付され、調査を開始した事案である。緊急性があると判断した法務局は、ミニレターが送付された当日中に、中学生が通う学校に情報提供を行い状況確認を行うとともに、関係する社会福祉施設とも情報共有を行うよう依頼した。

その結果、学校及び施設において、中学生に対する見守り体制が構築されるに至った。また、中学生から感謝の言葉が記載されたミニレターが法務局に送付された。(措置:「援助」)

## 「子どもの人権SOSミニレター」統計資料(平成25年度～平成29年度)

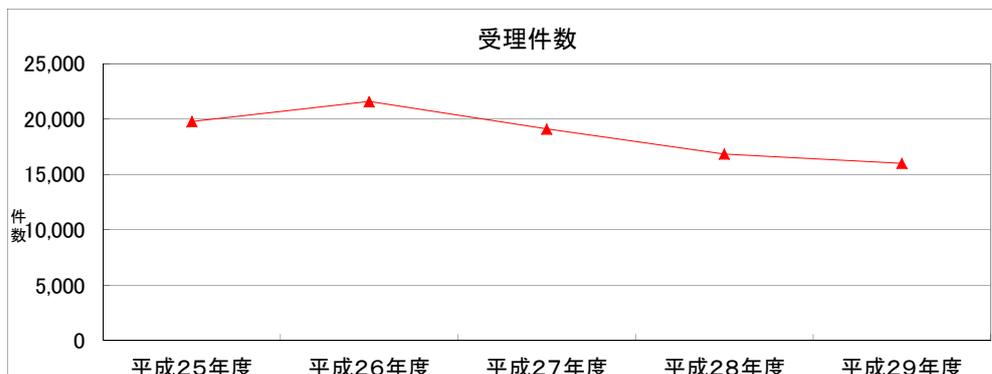
### 1. 児童・生徒からのSOSミニレターの受領通数(単位:通)

	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
受領通数	18,180	17,640	16,823	14,092	12,975



### 2. SOSミニレターを端緒とする人権相談の受理件数(単位:件) ※注

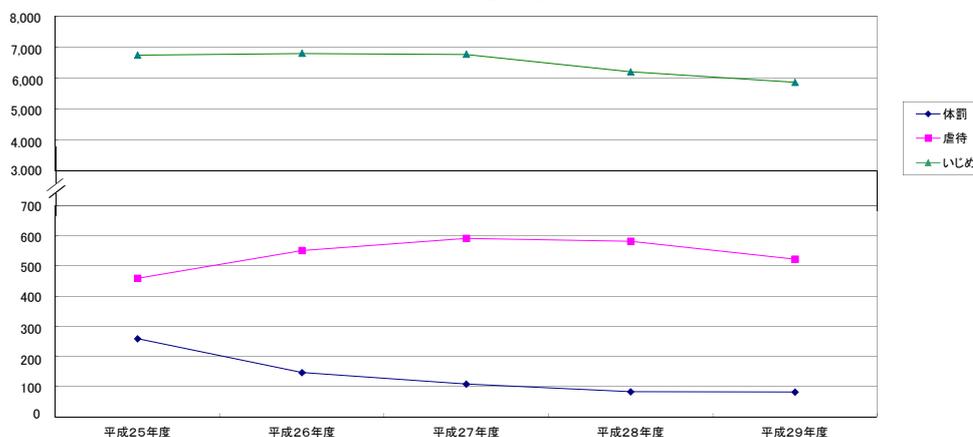
	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
受理件数	19,774	21,578	19,107	16,845	16,005



### 3. 相談内容内訳(単位:件)

	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
体罰	259	147	109	84	82
虐待	459	551	591	582	522
いじめ	6,738	6,793	6,762	6,200	5,859
その他	12,318	14,087	11,645	9,979	9,542

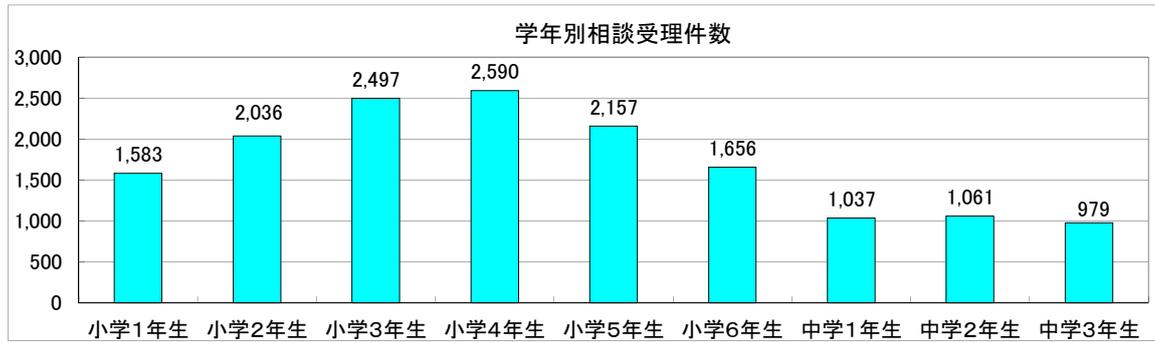
#### 主な相談内容内訳



※注 1通のミニレターに複数の相談内容が含まれている場合、それぞれを人権相談として受理している。

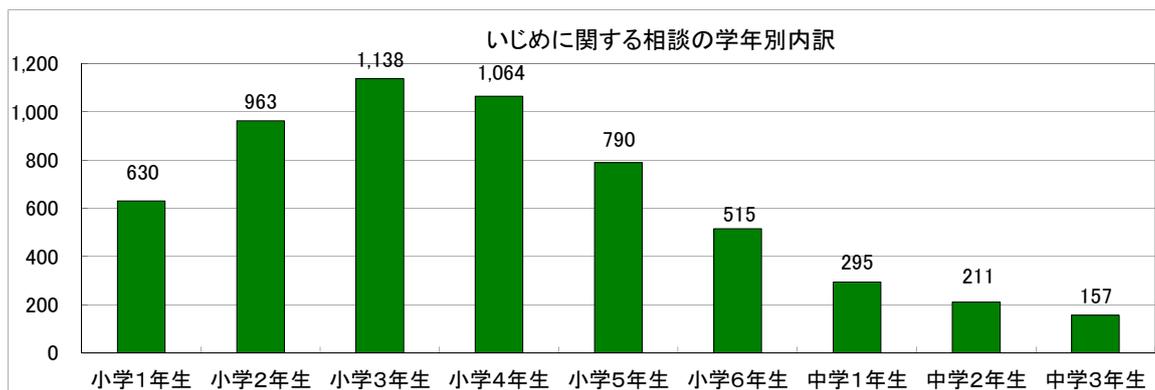
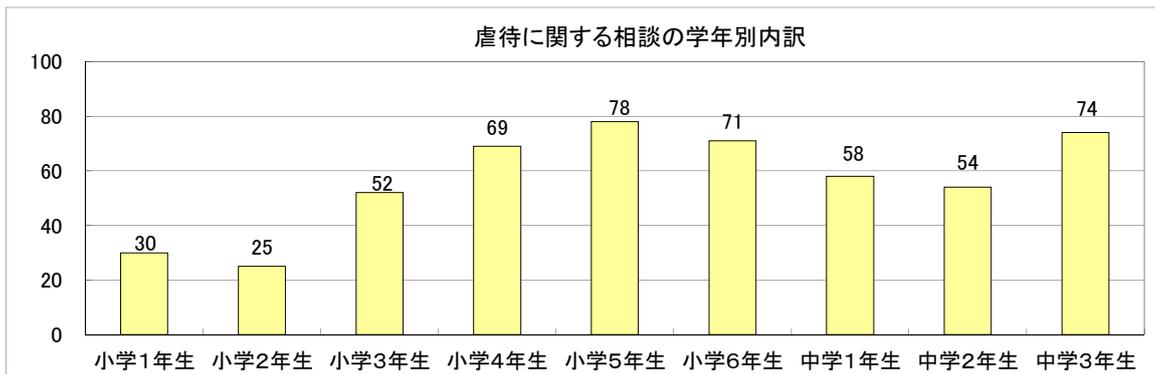
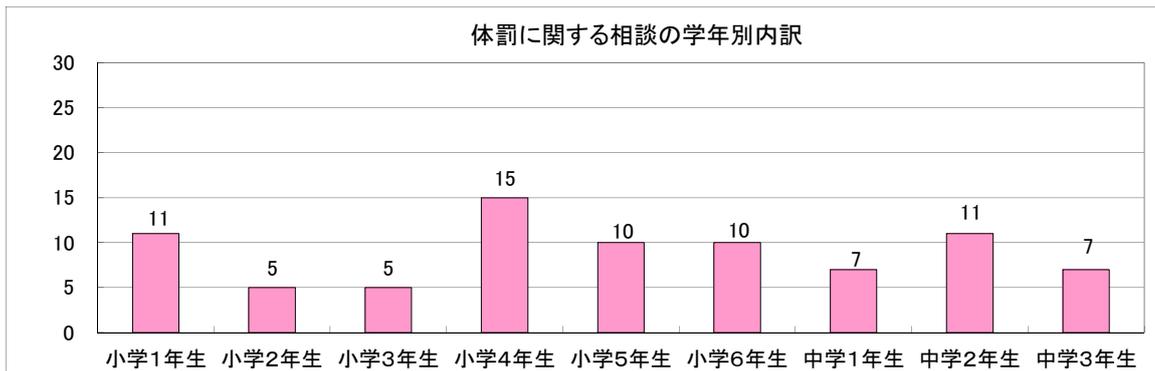
1. 学年別相談受案件数(単位:件)

	小学1年生	小学2年生	小学3年生	小学4年生	小学5年生	小学6年生	中学1年生	中学2年生	中学3年生	不明	合計
件数	1,583	2,036	2,497	2,590	2,157	1,656	1,037	1,061	979	409	16,005



2. 学年別相談内容内訳(単位:件)

	小学1年生	小学2年生	小学3年生	小学4年生	小学5年生	小学6年生	中学1年生	中学2年生	中学3年生	不明	合計
体罰	11	5	5	15	10	10	7	11	7	1	82
虐待	30	25	52	69	78	71	58	54	74	11	522
いじめ	630	963	1,138	1,064	790	515	295	211	157	96	5,859
その他	912	1,043	1,302	1,442	1,279	1,060	677	785	741	301	9,542



## 児童・生徒からのお礼の声

送付されたミニレターに対しては、法務局職員や人権擁護委員が必ず返事をしています。ここでは、送付した返事や法務局の対応に対して相談者から寄せられたお礼の声を紹介します。

### ① いじめや母親との不和に悩んでいた女子生徒から

中学1年生(当時)の女子生徒から、小学生の頃から続くいじめや、母親との不和などから、自分の居場所がないといった内容が書かれたミニレターが送付された事例

お手紙ありがとうございます。とても、うれしかったです。〇〇さんからの手紙、とてもうれしく思います。心強いです。元気が出ました。本当にありがとうございます。

### ② いじめで悩んでいた女子生徒から

中学1年生(当時)の女子生徒から、学校で変なあだ名をつけられたり、陰口をたたかれたりして、学校に行きたくないといった内容のミニレターが送付された事例

今では、すっかり解決し楽しい学校生活を送ることができています。「SOSミニレター」で法務局の方に手紙を出したことは間違っていなかったと思います。私は、最初あのお手紙を読んだ時には、涙がにじんでくるほどとってもうれしかったです。本当にありがとうございました。

### ③ 同級生から意地悪をされていることに悩んでいた女子児童から

小学3年生(当時)の女子児童から、前の席の子から意地悪をされて嫌な思いをしている、どうしたらいいかとのミニレターによる相談が寄せられた事例

〇〇さんに報告です。アドバイスをいただいて、服を汚されていることを先生に話したら、かいぎになって、その子からあやまってくれました。こんな子どものいじめのことで、そうだんにのってくれてありがとうございました